附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号の規定は、平成二十六年産の水稲及び平成二十七年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、平成二十六年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百九十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号、第七項並びに第八項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二ロ及び第二号の三ロの規定に基づき、平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十七号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十五年二月六日農林水産省告示第四百四十七号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十七年産の果実、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成二十八年産の果実並びに樹体共済にあっては平成二十六年度に樹体共済に付される果樹に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十六年以前の年産の一般果樹に係る収穫共済に係る果樹、平成二十七年以前の年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済に係る果樹並びに平成二十五年度に樹体共済に付された果樹に係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百九十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十五年十月二十九日農林水産省告示第二千七百十二号（平成二十六年産の麦に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
植物防疫事業交付金
国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（新品種・新技術コーディネーター活動支援事業、ニュービジネス育成・強化支援事業、全国推進事業、地域特産作物産地確立支援事業及びいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業に係るものを除く。）
二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（遺伝的能力評価推進、新しい評価手法の確立対策及び和牛遺伝資源の有効活用対策に係るものを除く。）
四　持続的酪農経営支援事業推進費補助金
五　学校給食用牛乳等供給推進事業費補助金
六　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）
国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体事業費補助金
国産農畜産物・食農連携強化対策地方公共団体整備費補助金
飼料自給率向上対策費補助金（飼料生産組織従事者技術向上に係るものを除く。）
協同農業普及事業交付金
牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費補助金（高収益型畜産体制構築事業推進費補助金（畜産クラスター全国推進事業に係るものを除く。）及び家畜改良推進事業費補助金（遺伝的能力評価推進、新しい評価手法の確立対策及び和牛遺伝資源の有効活用対策に係るものを除く。）に限る。）
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（国産粗飼料増産対策事業費補助金及びエコフィード緊急増産対策事業費補助金（食品残さ等飼料化分別普及体制構築事業　飼料化情報公開体制構築事業及びエコフィード生産技術向上支援事業に係るものを除く。）に限る。）
農業・食品産業強化対策整備交付金
被害農家営農資金利子補給等補助金
農業経営対策地方公共団体事業費補助金（特定地域経営支援対策事業推進費補助金を除く。）
農業経営対策地方公共団体整備費補助金（新規就農・経営継承総合支援事業費補助金に限る。）
農業経営金融支援対策費補助金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費を除く。）
農地集積・集約化対策地方公共団体事業費補助金
都道府県農業会議会議員手当等負担金
農業委員会交付金
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
農業生産基盤保全管理等推進地方公共団体事業費補助金
諸土地改良事業費補助
土地改良施設管理費補助
後進地域特例法適用団体補助率差額
環境保全型農業生産対策事業費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　六次産業化ネットワーク活動推進事業に係るもの
二　輸出に取り組む事業者向け事業に係るもの（地域規模団体支援に係るものに限る。）
三　農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業に係るもの（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業費に限る。）
四　小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に係るもの（小水力等発電導入技術力向上中央研修事業及び省エネ型集落排水施設実証事業に係るものを除く。）
五　バイオ燃料生産拠点確立事業に係るもの
六　地域バイオマス産業化支援事業に係るもの（地域段階に係るものに限る。）
七　食品ロス削減等総合対策事業に係るもの（フードバンク活動等の推進事業及びエネルギー化と肥料化の食品リサイクルループ構築事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策整備費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　六次産業化ネットワーク活動整備事業に係るもの
二　地域バイオマス産業化整備事業に係るもの
三　小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に係るもの
農山漁村六次産業化対策推進交付金
農山漁村六次産業化対策整備交付金
都市農村交流等対策推進交付金